適用除外対象施設等一覧

(1)　障害者総合支援法による支給決定（生活介護及び施設入所支援の両方）をうけた指定障害者支援施設の入所者である身体障害者

(2)　身体障害者福祉法による障害者支援施設（生活介護）の入所者である身体障害者

(3)　児童福祉法（42 条二号）の医療型障害児入所施設

(4)　児童福祉法（6 条の 2 の 2・3 項）の指定医療機関（医療型児童発達支援の指定病床）

(5)　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（11 条一号）の施設

(6)　国立ハンセン病療養所等（ハンセン病問題解決の促進に関する法律 2 条 2 項）

(7)　生活保護法（38 条 1 項一号）の救護施設

(8)　労働者災害補償保険法（29 条 1 項二号）の被災労働者の介護の援護を行う施設

(9)　障害者支援施設に知的障害者福祉法（16 条 1 項二号）により入所する知的障碍者

(10)　指定障害者支援施設に障害者総合支援法の支給決定（生活介護及び施設入所支援）により入所する知的障害者及び精神障害者

(11)　障害者総合支援法（5 条 6 項）の療養介護を行う病院